

年間保存

尼崎市立名和小学校
校長 石塚 和之

台風等の対応について

小学校が台風関係で臨時休業するのは次の場合です。いつでも対処できるよう、目に付くところに貼っておいて下さい。

午前7時現在（テレビ・ラジオ等のニュースで）

「兵庫県全域」または「兵庫県南部」または

「阪神地域」に

【暴風警報】が発令されている時

この場合、家で待機させてください。そして、

(1) 午前9時までに、暴風警報が解除された場合は授業日となります。
午前中の授業の準備をして順次児童を登校させてください。ただし、給食はありませんので4校時終了後下校させます。

(2) 午前9時現在で、暴風警報がまだ解除されていない場合は、この日は、休業日となります。（学校はお休みです）

※注意

・大雨警報、注意報だけでは、休業になりません。